

## 大学と高等学校との教育連携に関する協定書

埼玉工業大学（以下「大学」という。）と 高等学校（以下「高校」という。）は、相互の教育交流を通じ、高校生の視野を広げ、進路に対する意識及び学習意欲を高めるとともに、大学・高校の求める学生像・生徒像及び教育内容への理解を深め、かつ、大学教育・高校教育の活性化を図るため、次のとおり協定を締結する。

- 1 大学と高校は、相互の信頼関係に基づき、相互の教育機能について連携を行う。
- 2 教育連携は、次のとおりとする。
  - (1) 高校からの高大連携講座授業等へ受講生受入れ
  - (2) 高校からの要望による大学教員の出前授業、大学施設・設備の使用
  - (3) 教育についての情報交換及び交流
  - (4) その他、双方が協議し、同意した事項
- 3 教育連携の具体的内容については、必要に応じて協議する。
- 4 この協定書の有効期間は、1年間とし、平成21年4月1日から始まり、平成22年3月31日をもって終了する。ただし、期間満了の3か月前までに、高校、大学のいずれか一方から申し出のないときは、更に1年間延長するものとし、その後も同様とする。
- 5 この協定に大学、高校のいずれか一方が異議のあるときは、期間満了の3か月前までに、相手方に申し出て協議するものとする。
- 6 この協定に定めのない事項又はこの協定の解釈に疑義を生じた事項については、双方でその都度協議し、解釈する。
- 7 この協定書は、2通作成し、両者署名捺印のうえ、各1通を保有する。

平成 年 月 日

高等学校

校 長

智香寺学園埼玉工業大学

学 長 永野 三郎